

奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想自然体験活動指導者協会会則

(名 称)

第1条 本会は、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想自然体験活動指導者協会（通称：マウンテンパーククラブ、略称：MPC）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想（平成10年3月に静岡県が策定）の基本理念に基づき、次のことを目的とする。

- (1) 奥大井・南アルプスの貴重な自然を守り、育み、次代に継承する。
- (2) 人々が自然や地域の文化に親しむ機会を提供する。
- (3) 大井川・安倍川流域に生活する人々と一体となった活動を行う。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小、中学生を対象とした自然体験活動の実施
- (2) 一般を対象としたエコツアーの実施
- (3) 静岡県や流域市町、各種団体等が開催する自然体験活動等への協力
- (4) 会員を対象とした研修会の開催や情報誌の発行
- (5) その他会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会は、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想推進協議会が開催した自然体験活動指導者研修会の参加者及び会の目的に賛同する者を会員とする。

2 会員は、幅広く積極的に本会活動を企画・運営する人から、本会が主催又は参加する活動等にできる範囲で参加・協力する人まで、「自然が好き、人が好き、奥大井・南アルプスが大好き！」な人で構成する。

3 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出し、企画・運営会議の承認を得なければならない。

4 会費は、年間3千円とする。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 事務局員 | 3 名 |
| (4) 企画・運営委員 | 若干名 |
| (5) 会計 | 1 名 |
| (6) 監事 | 1 名 |

2 役員は、総会において選任し任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局員は、会の連絡調整、総務を総括する。
- (4) 企画・運営委員は、会の活動の企画・運営を総括する。
- (5) 会計は、会計事務を総括する。
- (6) 監事は、会務の執行状況を監査する。

(会 議)

第6条 本会の会議は、総会及び企画・運営会議とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総 会)

第7条 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、企画・運営会議が必要と認めるとき開催する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長は互選による。
- 3 総会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 総会の書記2名は互選による。書記は議題に対しての議決事項を記録し、総会議事録を作成する。

(総会の権能)

第8条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選任
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) その他総会で必要と認められた事項

(企画・運営会議)

第9条 企画・運営会議は、本会の活動の企画・運営等を協議する。

- 2 企画・運営会議は、必要に応じ会長が招集し、議長は互選による。
- 3 企画・運営会議は、役員過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 企画・運営会議の議事は、出席した役員過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 企画・運営会議に、役員以外の者も議長の承認があれば出席できる。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、事務局員の内代表者の自宅に置く。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費、補助金、事業参加料及びその他の収入をもって充てる。

3 本会の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定める。ただし変更に関する事項に関してはその限りではない。

4 本会の収支決算は、監事の監査を受け、総会において議決を得なければならない。

(その他)

第12条 本会は、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想推進協議会及び大井川・安倍川流域の関係団体等と協力・連携しながら活動を展開する。

(雑則)

第13条 この会則に定めのないことについては、企画・運営会議で決定する。

附 則

この会則は、平成14年5月26日から施行する。